

情報共有制度の構築

1. 日本一の情報公開都市を目指しましょう

情報公開は、憲法 20 条の知る権利の一部として民主主義を支える大事な権利として保障すべきものとされています。この情報公開が十分に保障されれば

- ① 住民による政府・行政機関に対する直接監視が可能となるので、行政チェック機能が今以上に働くようになる
- ② 透明性が確保されるので住民の政府・行政機関への信頼感や納得感が生まれる
- ③ 政府・行政機関の状況がよく判るので住民の関心を生み、住民が自発的に政治・行政へ参加するようになる

等の効果を期待することができます。

しかし、世田谷区の情報公開は、全国市民オンブズマン会議 <http://www.ombudsman.jp/> 情報公開ランキング 2010 年によると、274 位決して進んでいるとは言えない状況です。この情報公開ランキングも、北欧などのもっと進んだ情報公開都市と比較すれば、完璧とは言いがたいのですが、世田谷区が情報公開を推進していく上での道標とすることは可能でしょう。他の都市の情報公開を基準に世田谷区へまだ公開していない情報の公開を求めながら、個別にも、議長選挙過程の公開、区長マニフェストの明確化、政務調査費の使用目的及び成果公開を請願、予算編成過程の公開を請願、世田谷区の予算配分を全国平均と比較して公開するよう請願（世田谷区は全国平均と比較して、どの分野に予算を使い、どの分野に予算を使わないのか、その理由などを明らかにする）、超党派の議会報告会を実施、事業仕分けを実施して各事業の情報を公開、情報公開条例改正の請願、行政評価制度改正の請願、世田谷区基本構想、基本計画、実施計画、行政経営改造計画の編成過程公開を請願、世田谷区職員の人材コンピテンシー情報公開の請願などを実施していきます。

2. 具体的な日程

平成 23 年 5 月

議長選挙、委員長選出等の経過を HP で報告（議長、委員長の選出理由、選挙の公開等を提案する）

平成 23 年 6 月

区長に対し、区長マニフェストの内容の確認（いつまでに、何を、どうするかを明確にする）例、情報公開都市日本一を目指すのか、具体的な工程を聞く

平成 23 年 7 月 政務調査費の使用目的と成果に関する情報の公開を請願します

世田谷区では、2008 年度から、政務調査費の内容は HP 上で公開され、領収書の添付が義務

付けられています。しかし、それだけでは、議員がどのような意図で政務調査費を使い、その成果として、世田谷区にどのような影響を及ぼしたかという肝心な点が不明確となってしまう、議員と住民との間の信頼醸成にまでは至らないと考えられます。そこで、政務調査費の目的・成果を公開することが重用となると考えられます。すなわち、**政務調査費の目的・成果を公開すれば、議員は自分の活動内容を今以上に分かり易く区民にアピールすることが可能となるでしょうし、議員個人の政策立案能力や行政の監視能力が明らかにもなるでしょう。**議員活動の経費として与えられた政務調査費をどのような目的で使用しようとしたのか、その結果、どのような成果を挙げたのか。政務調査費が余るようなことはないのか。政務調査費が全面的に公開されれば、議員の活動目的、成果が明確となり、住民による議員評価が容易となると考えられます。自分が議員なら、最初から全面公開致します。

平成23年8月 予算編成過程を公開するよう請願を提出

世田谷区では、**予算をどのように編成し、どのように決算や評価を反映させているのかを住民に説明する資料を作成していません。**後述しますが、予算は行政機関の活動を左右する計画書ですから、ただ、予算をどれだけ使っているか結果が判るお任せ形式ではなく、どのような経緯で予算が編成されているか知ることも、住民が行政活動をチェックし、活動に参加するための重要な要素であると言えるでしょう。世田谷区の場合、複数年度予算の形をとり、各部にだいたいの枠組みで予算を与え、各部の内部で予算編成を行った後に、財政課がチェックを行い、最終的に区長がチェックするという仕組みを取っています。一方で決算では、財務諸表の作成等をしているが、これらの関係を体系的に説明する資料は存在していません。

平成23年9～10月 第2回定例会で世田谷区執行部より提示されたマニフェスト実施工程を受け、その内容を精査、決算で効果が出ていない事業の廃止を提案、**予算編成過程公開の請願が可決されるならば世田谷区執行部に改めて要請、例、情報公開都市日本一を目指さないなら、どの点を公開しないかなどを確認します**

平成23年11～12月 予算編成過程が公開されているのならば、それを基に協議。決算の結果をどのように予算編成に反映させているのか、世田谷区の予算配分を全国平均と比較して質問します（世田谷区は全国平均と比較して、どの分野に予算を使い、どの分野に予算を使わないのか、その理由などを明らかにする）

平成24年2～3月 事業仕分けで最終的に不要・縮小と判断された事業に関しては、**予算を修正するよう議決を行い、ムダな予算の削減に努めます。**

平成24年5月 情報公開条例の修正を請願する（非開示事由を限定列举とするように）

世田谷区でも、平成11年に行政機関情報公開法が公布されたことを受けて、情報公開制度を導入していますが、情報公開の内容が本来の効果を表すには不十分なものとなっています。すな

わち、請求対象となる行政情報は職員が職務上作成、取得し、組織的に保有している情報（文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録）に限定され、文書による請求が必要とされるので手間がかかり、交付を希望すれば有料という不便なものとなっています。

更に、請求があった行政情報は、開示することが原則とされているが、例外として、

- ① 法令等で公開しないものとされている情報
- ② 個人に関する情報（開示できる場合もあり）
- ③ 法人に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ④ 犯罪の予防、捜査等に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ⑤ 審議、検討又は協議に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ⑥ 行政運営情報で、非開示事由に該当するもの

に関する情報は開示できないとされています。

つまり、現在の制度のままでは、住民が知りたい情報があったとしても、作成されていない、あるいは組織的に保有されていない情報を知ることはできず、住民は文書による請求を行うために手間を掛けなければならない。また、非開示決定に対し行政不服審査法に基づく不服申立てができるとしても、「非開示自由に該当するもの」という曖昧な基準で開示するか否かの区決定を待たねばならないという非常に不完全な状態にあります。このように、聞かなければ教えて貰えない制度の下では、住民による政府・行政機関のチェックの役割はとて期待できず、聞くのに手間も掛かるので住民の政府・行政機関に対する信頼感や納得感の醸成は難しく、政府・行政機関の運営情報、審議検討過程を公開せず、結果だけを提示するのは、住民の自発的な政治・行政参加も期待できないでしょう。

そこで、第一段階として、条例を改正し、**非開示事由の限定列举に改正します**。情報提供を義務としたとしても、現在のように非開示事由が曖昧で定義がされていないならば、政府・行政機関は例外の名目で情報開示を拒否できることになってしまう可能性がある（平成18年度での非開示は約10%）。そこで、非開示が例外であるならば、予め非開示内容を限定しておく必要があると考えられます。

平成24年6月 区長マニフェストの実施状況を確認、実施が遅れている部分の理由を確認します。区長がどんなマニフェストを提示していたとしても、1年もすれば、その内容は明確となり、具体的なものとなるでしょう。その上で、区長マニフェストの実現と、区議会のマニフェストの実現の両立を求めて協議していきます。

平成24年8月 世田谷区基本構想、基本計画、実施計画、行政経営改造計画の編成過程公開を請願する。

世田谷区は、平成6年に議決された基本構想（どんな街にするかの理念を決定する）を基に、10年毎に基本計画が策定され、それを基に約3年後毎に、実施計画、行政経営改造計画が作成され、それを根拠として、予算が作成されています。

ところが、その編成過程にどれだけ区民の意思が反映されているのかは不明です。選挙の争点にさえ、なっていないのですから。どのように、策定されるかも不明。平成23年から平成27年の間に、これらの総合計画が作成されるにも関わらず、どのような理念を基本計画に盛り込むつもりかを明確にする区長候補も区議会議員候補も12月現在、現われていません。そして、これまで、総合計画は、予算案と同様に、議会でも、承認不承認を判断するだけで、内容の修正を議論して行ってはいませんでした。

そこで、請願するのが、これらの総合計画を編成過程で公開にし、区議会や区民の質問を受け付けるようにするという事です。世田谷区は、区民、皆さんのものです。一部の人が、勝手に方針を決めて良いものではありません。より多くの声を反映させる為に、請願し、区議会の機能強化を目指します。

平成24年9～10月 世田谷区執行部より提示されたマニフェスト実施工程を受け、その内容を精査、決算で効果が出ていない事業の廃止を提案、予算編成過程公開の請願が可決されるならば世田谷区執行部に改めて要請、例、どの分野にどうして予算を使うのか、効果があるのか等

平成24年11～12月 多数の賛成が得られるならば、情報公開条例を改正します。その上で、予算編成過程が公開されているのならば、それを基に協議。決算の結果をどのように予算編成に反映させているのか、世田谷区の予算配分を全国平均と比較して質問します（世田谷区は全国平均と比較して、どの分野に予算を使い、どの分野に予算を使わないのか、その理由などを明らかにする）

平成25年2～3月 事業仕分けで最終的に不要・縮小と判断された事業に関しては、予算を修正するよう議決を行い、ムダな予算の削減に努めます。

平成25年5月 行政評価制度再構築を請願します（事業ごとの参加者の人数、満足度、一人当たりの予算などを明確にするような形の評価制度へ）

現在の行政評価制度は自己申告のみで外部評価も政策検証委員会を見る限り、形式だけを整えたお手盛り評価の可能性が考えられます。そこで、行政評価の再構築を請願します。具体的には、明確な参加者、受益者がいる事業に関し、参加者にアンケートを毎回行い、参加人数と満足度及び予算を評価に加えていきます。単純なやり方ですが、受益者が少なく、満足度の低い事業は廃止か縮小され、その代わりに新たな事業を始めることを検討できます。世田谷区は区民のものです。もっと、区民の意見が反映される評価制度に変えましょう。

平成25年6月 区長マニフェストの実施状況を確認、実施が遅れている部分の理由を確認します。区長がどんなマニフェストを提示していたとしても、1年もすれば、その内容は明確とな

り、具体的なものとなるでしょう。その上で、区長マニフェストの実現と、区議会のマニフェストの実現の両立を求めて協議していきます。

平成25年9～10月 世田谷区執行部より提示されたマニフェスト実施工程を受け、その内容を精査、決算で効果が出ていない事業の廃止を提案、予算編成過程公開の請願が可決されるならば世田谷区執行部に改めて要請します。

平成25年11～12月 多数の賛成が得られるならば、行政評価制度再構築を区役所に要請します。その上で、予算編成過程が公開されているのならば、それを基に協議。決算の結果をどのように予算編成に反映させているのか、世田谷区の予算配分を全国平均と比較して質問します（世田谷区は全国平均と比較して、どの分野に予算を使い、どの分野に予算を使わないのか、その理由などを明らかにする）

平成26年2～3月 事業仕分けで最終的に不要・縮小と判断された事業に関しては、予算を修正するよう議決を行い、ムダな予算の削減に努めます。

平成26年5月 世田谷区職員の人事コンピテンシーの公開を請願します（匿名で構わないので、どの分野に、どのような能力が必要とされ、どのような能力を持つ職員がいるか等）役所で働く職員は、住民にサービスを提供する従業員であると考えられます。従って、職員の個人情報保護としても、彼らがどのような待遇で働き、どんな能力を使って働いているかを知ることは、住民にとっても行政をどのように運営していくかを判断する重要な関心事となるでしょう。その結果、現在のように公務員の待遇の一部を取り出して批判するような姿勢ではなく、本当に住民の納得がいく公務員との関係の再構築がなされる契機となりうると考えられます。

具体的には、請願で各部署の職員にどんな能力が要求され、それに応じて、職員がどんなレベルの能力を持っているのかをHP上で公開するよう請求します。各部署で、どのような能力が必要であるかを話し合うことは、その部署の目的意識を明確にすることに役立ちますし、必要な能力が明確になれば、各職員は自分の能力を磨くことを意識するようになるでしょう。つまり、逗子市で実施しているような人材コンピテンシーの導入と公開は、職員の意識改革に役立つ便利なツールの一つとなるでしょう。

平成26年6月 区長マニフェストの実施状況を確認、実施が遅れている部分の理由を確認します。区長がどんなマニフェストを提示していたとしても、1年もすれば、その内容は明確となり、具体的なものとなるでしょう。その上で、区長マニフェストの実現と、区議会のマニフェストの実現の両立を求めて協議していきます。

平成26年9～10月 世田谷区執行部より提示されたマニフェスト実施工程を受け、その内容を精査、決算で効果が出ていない事業の廃止を提案、予算編成過程公開の請願が可決されるならば世田谷区執行部に改めて要請します。

平成26年11～12月 多数の賛成が得られるならば、世田谷区職員の人事コンピテンシーの公開を区役所に要請します。その上で、予算編成過程が公開されているのならば、それを基に協議。決算の結果をどのように予算編成に反映させているのか、世田谷区の予算配分を全国平均と比較して質問します（世田谷区は全国平均と比較して、どの分野に予算を使い、どの分野に予算を使わないのか、その理由などを明らかにする）

平成27年2～3月 事業仕分けで最終的に不要・縮小と判断された事業に関しては、予算を修正するよう議決を行い、ムダな予算の削減に努めます